

令和4年度（第134回）福岡市情報公開審査会議事録

1 日 時 令和4年10月3日（月）10:00～10:50

2 場 所 福岡市役所15階 1503会議室

3 出席者

(1) 委員

石森 久広
五十川 直行
大神 朋子
大脇 成昭
北坂 尚洋
作間 功
山下 亜紀子

(2) 事務局

情報公開室長	吉野 靖啓
情報公関係長	古藤 紘子
情報公関係員	永石 有利枝

4 会議経過

開 会

議 事

- (1) 会長の互選について
- (2) 会長職務代理者の指名について
- (3) 部会の設置及び部会に属する委員の指名について
- (4) 運用状況の報告について

閉 会

5 議事結果

(1) 会長の互選

会長に作間功委員が選任された。

(2) 会長職務代理者の指名

会長職務代理者に五十川直行委員が指名された。

(3) 部会の設置及び部会に属する委員の指名

2つの部会を設置すること、部会に属する委員については、配布資料2のとおり会長において指名された。

(4) 運用状況の報告

事務局から令和3年度の運用状況を報告した。

6 議事内容

(1) 会長の互選

事務局 ただいまから令和4年度(第134回)福岡市情報公開審査会を開会する。本日は、改選後初めての会合のため、会長選任までの間、事務局が進行役を務めさせていただく。

 これより議事に入る。議事(1)の「会長の互選」について、福岡市情報公開条例第25条第1項によると「委員の互選によりこれを定める。」と定められており、当審査会の会長を互選する必要があり、ご協議いただきたい。

委員 作間委員が会長に適任だと考える。

事務局 ただいま作間委員に会長をお願いしたいとの意見があったが、いかがか。

<異議なし>

事務局 作間委員、よろしいか。

<作間委員承諾>

事務局 それでは全会一致で作間委員を会長に選出する。これからの議事の進行を作間会長にお願いする。

(2) 会長職務代理者の指名

会 長 議事（2）は、会長職務代理者の指名である。条例第25条第3項によると、「会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。」と定められており、会長職務代理者を会長が指名することとなっている。会長である私から、職務代理者を指名させていただく。五十川委員に、会長職務代理者をお願いしたいが、いかがか。

<異議なし>

会 長 会長職務代理者は、五十川委員とする。

(3) 部会の設置及び部会に属する委員の指名

会 長 議事（3）は、部会の設置及び部会に属する委員の指名である。条例第27条第1項によると、「審査会は、審査請求に係る事件に関する事項を調査審議させるため、部会を置くことができる。」と定められている。従前どおり、2つの部会を置くことでいかがか。

<異議なし>

会 長 続いて、部会の構成を検討する。条例第27条第2項によると、「部会に属する委員の数は、3人以上とし、審査会の委員のうちから会長が指名する。」と定められており、会長である私から、配布資料2に記載のとおり、第1部会の委員として五十川委員、大神委員、大脇委員及び私を、第2部会の委員として石森委員、北坂委員、私及び山下委員を指名する。よろしくをお願いしたい。

(4) 運用状況の報告

会 長 次に、事務局から運用状況の報告をお願いします。

<配布資料3「公文書公開請求の運用状況」を事務局が説明>

会 長 ただいまの報告について、質問等はないか。

委 員 公文書の複写の状況及びその費用の徴収状況についてだが、表4に記載の金額は、実際に徴収した金額であるか。例えば、郵送によ

る交付の場合に公文書を送付したのに納付がないことや、窓口での閲覧の場合に閲覧に来ないことなどもあるかと思うが、その場合の写しの作成費用の金額もここには計上されているのか。

事務局 表4に記載の金額は、実際に徴収した金額である。
郵送での交付の場合は、写しの作成費用と送付に要する費用は前納としているため、いったんは決定通知書と当該費用に係る納付書を送付し、その納付が確認できた後に、対象文書を送付している。
また、窓口での閲覧の場合は、閲覧したうえで写しの交付の希望があれば、希望する文書の枚数分のみ写しの作成費用を徴収したうえで交付している。

委員 閲覧には期限を設けているのか。

事務局 明文上の規定はないが、閲覧がない請求者に対しては、年度末ごろに、一定期間閲覧がなければ手続きを終了させていただく旨のご案内をお送りしているところである。

委員 不服申立ての件数及びその処理状況についてだが、令和3年度の件数が多いことに関して、何か要因があるのか。

事務局 令和3年度については、特定人から複数件の申立てがなされていることが主な要因である。

委員 公文書の複写の状況及びその費用の徴収状況について、追加で確認したいが、対象文書の枚数が相当に多い場合は、送付に係る費用が高額になるのではないかと思うが、当該費用も徴収しているのか。

事務局 送付に係る費用についても実費分を徴収している。
量が多い場合は、レターパックを使用するなどしている。
なお、膨大な量となるような請求の場合は、請求者は閲覧を希望することが多いかと思う。

委員 決定通知書の送付についても費用を徴収しているのか。

事務局 決定通知書の送付については公費で行っている。

委員 例えば、当初一部公開決定をし、対象文書を交付していたが、その後、不服申立てが行われ、その裁決によって非公開部分を公開すべきと判断され、改めて公開決定を行った場合、その際の写しの作成の費用等は徴収するのか。

事務局 そのような場合においては徴収していない。

委員 写しの作成に係る費用の額については、何かに規定されているのか。全国一律の額なのか。

事務局 福岡市情報公開事務取扱要綱において額を定めており、公表している。全国一律ではないが、他都市においても概ね同じような額かと思う。

委員 出資法人等の情報公開協定の締結状況についてだが、令和3年度は協定対象団体35団体のうち、14団体において締結されている。

情報公開協定の締結については、条例上、努力義務であるものの、当該規定を定めた条例の趣旨からすると、締結の働きかけは必要なのではないかと思うが、何か行っているか。

事務局 個別の団体への働きかけではないが、毎年調査を実施するに当たり、全庁に条例の周知を行っているところである。今後も周知に努めたい。

なお、出資法人等が作成した文書であっても、実施機関側の担当部署において当該文書を保有している場合も多く、実務的には実施機関が保有する文書として公開決定を行うことが多いかと思う。

委員 出資法人等に係る文書の公開請求があった場合の手続きの流れはどのようになるのか。

事務局 公開請求は実施機関に対して行われ、その後、対象となる出資法人等を所管する担当課が当該出資法人等から文書を取り寄せたうえで、実施機関として公開決定を行うこととなる。

したがって、出資法人等が公開決定を行うわけではない。

委員 財政支援団体は、民間の一法人等で市の関与の度合いが低く、当該団体にとってみれば、情報公開協定の締結のインセンティブが働

きにくいことは理解できる。一方で、市が財政的援助を行っていることによる説明責任を果たすという条例の趣旨からすれば、締結する団体を広げていきたいということだと思う。

事務局 団体の運営に対する財政的援助であれば、当該団体そのものの財政状況等の公開を求めるということにもつながるものと思うが、団体が行う特定のプロジェクトに対する財政的援助のような場合は、当該援助すなわち補助金が適切に支出されたのかという意味において、補助金の支出元である市側に対して公開請求を行い、市側がこれに対応することで説明責任を果たすという形が多いかと思う。

いずれにしても、実効性を持たせていく必要はあるものと考えている。

委 員 協定対象団体については公表されているのか。

事務局 運用状況報告書は公表しており、このなかで協定締結団体については一覧を記載しているが、協定対象団体の一覧は記載していないものの、市から出資や財政的援助を受けている団体については、何らかの形で公にしているものと思う。

委 員 福岡市情報公開審査会の開催状況の表6の記載部分についてだが、「令和3年度情報公開制度運用状況」ではなく、「令和2年度情報公開制度運用状況」ではないか。

事務局 そのように修正を行う。

会 長 そのほかに、質問等はないか。

会 長 それでは、予定していた議題を終了したので、令和4年度（第134回）福岡市情報公開審査会は、これで終了する。